

宮城県自然環境保全審議会

日時 平成 25 年 3 月 26 日（火）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場所 県庁 11 階 第二会議室

配布資料

- 資料 1 商人沼自然環境保全地域の指定について（諮問）
- 資料 2 第 1 次宮城県鳥獣保護事業計画（案）について
- 資料 3 第 1 次宮城県鳥獣保護事業計画(案)に対する意見
- 資料 4 特定鳥獣保護管理計画（案）について（諮問）
- 資料 5 「第二期宮城県イノシシ保護管理計画」及び「宮城県ニホンジカ保護管理計画」の策定に係わる狩猟期間延長等について（諮問）
- 資料 6 自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況一覧
- 資料 7 宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドリスト 2013 年版－
- 資料 8 仙台湾海浜県自然環境保全地域における海岸堤防等復旧工事について

1 開 会

事務局から開会を宣言。

2 あいさつ（環境生活部長）

環境生活部次長の及川と申します。本日は年度末の大変お忙しい中、このような審議会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。日頃から本県の環境行政につきまして、多大なる御支援と御協力を賜りまして、改めて心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

東日本大震災から丸二年を経過しました。国内外の様々な団体から多大なる支援を頂きながら、震災後の厳しい状況から生産活動や住宅投資など回復基調にはあるものの、影響はなかなか大きいものがございます。まだまだ 10 万人を超える県民が今でも避難生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況が続いております。県では平成 24 年度に続きまして、宮城県震災復興計画に基づき主要施策を実施すべく、先の 2 月定例県議会におきまして平成 25 年度当初予算案を承認いただきました。この予算の中で、自然環境の分野では宮城の将来ビジョンを推進する主な施策として伊豆沼・内沼環境保全対策を始め、金華山・栗駒山における自然環

境復元保全するための関連経費，また人との軋轢を増大させているイノシシやニホンジカなどの野生鳥獣の保護管理対策などを計上し，みやぎの自然保護再生に引き続き取り組んでまいります。

さて，本県は国内最大級の渡り鳥の越冬地となっており，今年度も県内におけるガン・カモ類の生息調査を実施いたしました。今月7日に実施しました最終調査では，3月としては昭和48年度の調査開始以来，過去最高の11万9千羽を記録いたしました。今後とも生態系の維持に留意しながら，人と鳥獣との密接な関係の構築を目指した各種施策を講じてまいります。

本日は，本県としては16か所目となります商人沼自然環境保全地域の指定，そして宮城県の野生鳥獣保護管理政策の具体的な対応策を取りまとめました特定鳥獣保護管理計画，及び関連する狩猟期間の延長など3つの諮問案件について，更に前回に引き続きまして第11次鳥獣保護事業計画を改めて御審議をいただくこととしております。また，宮城県レッドデータブックを12年ぶりに改定し，宮城県の希少な野生生物植物－宮城県レッドリスト 2013年版－として取りまとめました。今月末に公表することとしておりまして，追加資料として机上にお配りしておりますので，その後，概要を説明させていただければと思います。委員の皆様方には，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げますとともに，忌憚のない御意見，御助言を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございます。

3 報 告

事務局から，出席者数（構成委員22名中4名欠席，過半数出席により，当審議会条例第六条第二項の規定により，有効に成立）とともに，議題（1）商人沼自然環境保全地域の指定に関連して，商人沼学術調査会会長 菅原亀悦氏が出席している旨の了承を得る。

続いて，配布資料の確認後，会議の公開・非公開について報告。平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果，審議案件については公開，各部会の審議結果報告については内容によって一部非公開とすることになっている。本日の報告事項「温泉部会に係る処分状況」については，法人の事業に関する情報が含まれていることから非公開，それ以外の部分は公開となる旨報告

4 議 事

司 会：それでは次に議事に入らせていただきます。当審議会条例第六条第一項の規定により，

以後の議事の進行につきまして，菊地会長にお願いすることになります。菊地会長から御挨拶を頂きたいと存じますので，菊地会長お願いします。

菊地会長：本日は年度末のお忙しいところ、委員の皆様には御出席いただきありがとうございます。本日の議事は自然環境保全地域の新たな指定地についてと、東日本大震災で延期しておりました宮城県鳥獣保護事業計画と特定鳥獣保護管理計画の改訂であります。震災から2年を過ぎまして、ようやく本審議会の審議内容も震災前に追いついたのかなという感があります。自然環境保全地域と申しますと、今回の震災の津波で壊滅的な影響を受けた仙台湾海浜地域が県の自然環境保全地域に指定されていたわけですが、その環境はいまだ回復の途上にあります。自然保護関係の各機関・研究者・民間団体がモニタリングをしているようでございますが、先日私が長年調査地域にしておりました蒲生干潟を訪れたところ、七北田川の河口対岸の砂浜が、既に震災の防災関連の工事が始まっておりました。防災は大事なことはもちろんですが、個人的な感覚では、もう少し時間をかけて、環境の回復の状況を見極めてから、環境保全になるべく配慮した形の工事をしていただければと思っております。今日の議題の特定鳥獣保護管理計画もそうですが、自然環境の保全と我々の生活との折り合いをどのようにつけるかが大事なことと思っております。本日は皆様の活発で忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。

事務局：ありがとうございました。それでは引き続き議会の進行をお願いしたいと思います。なお、委員の皆様におかれましては御発言の際は御起立していただきまして、係の者がマイクをお渡ししますので、マイクを通しての御発言ということでよろしく願いいたします。それでは、菊地会長お願いいたします。

菊地会長：はじめに、本日の予定ですが審議会の終了予定は午後3時30分までとなっておりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。まず、始めに（1）の商人沼県自然環境保全地域の指定について、御説明をお願いいたします。

事務局：（資料説明）

商人沼学術調査会 菅原会長：私は調査委員会の会長をやりましたので補足いたします。商人沼につきましては名前がいつ付けられたのか定かではありません。商人沼の横に、いわゆる陸奥の国から出羽の国に通じる通路が昔あったんですね。宮崎から寒風沢を通り商人沼のところを通り、鍋越峠を通過して尾花沢という昔の街道があったんです。その街道がいつ造られたのかと申しますと奈良時代の聖武天皇の時代、ここを越えて出羽の国から陸奥の国に移動したと。最初は軍用道路だったらしいです。その後、江戸時代に入りまして、盛んに人が往来するようになりますが、険しい道が30キロくらいありまして、その中間点が商人沼なんですね。非常に景観が優れておりますので、おそらく商人がよく休憩して憩いの場となり、いつの間にか商人沼と名付けられたのではないかと考えられますけれども、いつという記録はございません。この街道は明治の初めまでは盛んに通られていたようで

す。その後、小野田を通過して国道347号線で尾花沢に行くようになりましたので廃道となっていました。商人沼の周辺の木は切られたんですけれども、だいたい廃道になったのが明治27年頃だということでございますので、100年以上が経過しておりますから、相当自然が回復されてきていることだと思います。商人は沼に手を付けませんが、周りは付けたと思いますけれども自然が回復してきたと。(中略)この調査委員会は、宮城県で最も優れた方を選び調査いたしましたので、宮城県ではこの報告書以上のものを作る方はいらっしゃるのではないかと考えております。調査では色々なことが分かりました。湖沼の問題で、これほど水生植物が豊富にある沼は宮城県ではございません。(中略)それから、商人沼がいつ頃出来たのかと言いますと、地すべりの地形で地すべりが起こったところに雪が降り商人沼が出来ました。地層はだいたい1500万年くらい前のものですが、出来上がったのは2000年少し前あたりではないかというように考えられております。今回、先生方が非常に良く調査してくださいましたので、植物や動物から大変貴重なものが見つかっております。面積が小さいため、こちらを指定するまでに事務局が大変苦勞しまして、地主である林野庁さんにも色々相談いたしましたところ、快く理解を示してくださいまして諮問することになりました。沼としては、現在、宮城県にはこれ以上貴重な動植物が生息している場所はございません。なお、ジュンサイなどがたくさん生息していますが、沢がないため周りから生えた木の葉が堆積して底なし沼のようになっております。一番深いところでは3メートル70センチくらいになります。従ってジュンサイ、ヒツジグサ、コウホネなどがだいたい何メートルくらいまで生育できるのかということも分かります。そのようなことを参考にしますと、伊豆沼がどうなるのか随分参考になることが分かりました。湿原は尾瀬、栗駒山などたくさんございますが、浮島がどういう過程で出来るのかということは分かっておりませんでした。ジュンサイが繁茂する特殊なところで、今回、鈴木先生に調べていただきましたところ、ジュンサイが繁茂して飽和状態となり、底がほとんど無酸素状態になり、根が腐って3メートルから2メートル四方に浮き上がってきます。その浮き上がって島になったところに植物が生えて、生えてきたものが風で岸に寄せられていくという過程が分かりました。これからもたくさんのおもしろいことが分かります。非常に少ない面積でございますけれども、事務局の力で今日の会議で諮問することができたということは、私達調査委員として非常にうれしい限りでございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

菊地会長：菅原会長、ありがとうございます。

事務局：(資料補足説明)

菊地会長：それでは、ただ今の説明に関して質問がございましたらお願いいたします。

佐藤委員：商人沼は面積が2.25ヘクタールの自然環境に優れた小さな沼で、動植物の生育率としては宮城県一豊富であるということがよく分かり、宮城県自然環境保全地域に指定することを賛成したいと思っております。ひとつ気になりましたのは、沼ですから湿地周辺には水鳥はもちろん、ホオジロ、ウグイスなどの身近な野鳥から、希少な猛禽類、絶滅危惧種のノジコなども、夏鳥として渡ってきているのではないかと思っております。資料4の貴重な動植物のリストの学術調査の中に鳥類調査がないのは、どうしてなのでしょう。

菅原会長：そのとおりでございます。調査委員会の時もお話が出ましたが、予算の関係で、鳥は後日調査しましょうということになりました。昆虫や植物はありますが留まっている鳥、留鳥などはあまりいないように思われましたが、やはり、このような調査ではひとつの落ち度でございました。それは、そのとおりでございます。今後追加したいと思います。

菊地会長：よろしいでしょうか。商人沼の県自然環境保全地域への指定について、問題はないと思しますので、次に進むことといたします。引き続き(2)の第11次宮城県鳥獣保護事業計画(案)について、御説明お願いいたします。

事務局：(資料説明)

菊地会長：それではただ今の説明に関しまして、御質問をお願いいたします。これは、前審議会での指摘に対しての修正でございます。(異議なしの声あり)それでは、次に進むことといたします。次に、特定鳥獣保護管理計画(案)と狩猟期間延長等について、併せて御説明をお願いします。

事務局：(資料説明)

菊地会長：ありがとうございました。ただ今の説明について、計画ごとに皆様の御意見をお聞きしたいと思っております。まず、第三期宮城県ニホンザル保護管理計画については、いかがでしょうか。

平吹委員：2点お話をさせていただきたいと思っております。ひとつは「個体数管理の方法」という項目に関する事で、捕獲した個体は栄養状態や個体群動態などを推定する上で有用な情報を有していると思っておりますが、そのような属性は収集されておられるのか、あるいは管理計画の中にそういう調査項目が組み込まれているのか教えていただきたい。もうひとつはささいなことですが、資料4のp2に捕獲数のグラフが4枚並んでいますが、縦軸の目盛りを2500に統一するのではなく、生息状況の総数、母集団の大きさに応じて目盛りを変えていただければと思います。

事務局：まず最初の1点目の個体数管理における捕獲したものからの情報収集ですが、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等を有害捕獲した場合、肉片を採取いたしまして遺伝子解析を山形大学へ依頼しております、その調査を前回計画の場合はさせていただいて、毎年結果

をまとめていただいております。ニホンジカにつきましては、胃の内容物を調査していただきまして、栄養状態等につきましても毎年御報告いただいております。特定計画にある程度反映させていただくような形にしております。

三坂課長：補足ですが、当然のことながら狩猟に関する情報もまとめておりまして、狩猟に関して取れている情報等も含めまして計画に反映させていただいております。なお、科学的なデータ等については、不足していると感じている部分もございますので、引き続き収集してまいりたいと考えております。目盛りにつきましては、鳥獣ごとの動向が分かるようにと思いましたが、確かに分かりにくい部分もありますので、分かり易い形にまとめたいと思います。

菊地会長：ニホンザルについて何か。ないようでしたら、次の第二期イノシシ保護管理計画についてはいかがでしょうか。では、ニホンジカの保護管理計画についてはいかがでしょうか。それでは、全てを含めまして、なんでも質問がございましたらお願いします。

土屋委員：ツキノワグマにつきまして、他の鳥獣がかなり正確な頭数がある中でツキノワグマだけかなり頭数が広く、中央値が633頭になるのですが、かなり頭数の幅が広いにもかかわらず中央値633というのが数値目標で出てきますよね。それから、4年間で200頭という、これもやはり数値目標がある意味厳密に決まってくるわけですがけれども、ひとつは、なぜツキノワグマがこれほどワイドレンジになるのかということと、そのあやふやさの中で数値目標は掲げて特段支障がないのかということについてお聞きしたいのですけれど。

事務局：ツキノワグマにつきまして平成20年に調査しておりまして、その際に全体的に生息域が広いのに対して数が少ないということもあって、どうしてもデータに幅が出てきてしまっておりまして、その数字が一旦出てしまいますと環境省から生息数の8パーセント以内しか1年間に捕ってはいけないというルールがございます。なお、ツキノワグマの管理というのは調査にお金がかかるのに対して、なかなか成果が得にくいということでなかなか調査をすることが難しいのですが、近年近県におきまして生息数が増えているというようなデータが出ておりまして、実際に出没のトレンドを見ておりますと実際増えているのですが、確からしい調査結果が出てこないと種の保存という観点から数字を動かすににくいということもありまして、据え置かせていただいたところでございます。可能でしたら来年度、調査に取り掛かせていただきまして、前回と少なくとも同じかそれ以上の精度で調査をさせていただいて、結果として数字が動いてくれば、それに基づいての対策に変えていきたいと思っております。

菊地会長：ツキノワグマについて、他に何かございますか。無いようでしたら、質疑を終了した

と思います。次に次第4の報告「温泉部会に係る処分状況」ですが、温泉部会の審議結果について、千田部会長から報告をお願いします。

千田部会長：（資料説明）

菊地会長：それではただ今の報告に関しまして、御質問等お願いいたします。質問が無いようですので、次のその他に入らせていただきたいと思います。各委員の皆様から何かありますでしょうか。それでは、事務局の方から。

事務局：（資料説明 「宮城県レッドリスト」「仙台湾海浜県自然環境保全地域における海岸堤防等復旧工事について」）

菊地会長：その他について、何かございますか。

平吹委員：レッドリストの改定及び仙台湾海浜県自然環境保全地域の現況調査については、どちらも私に関わらせていただいたプロジェクトなのですが、その成果に基づいて、「仙台湾岸で、復興工事と自然環境の保全を両立させること」は非常に大きな課題で、私自身手探りで活動しているところです。この審議会できちんと報告していただいたことは大変に有り難いことで、是非これからも積極的に情報を提供いただいて、委員の皆様のお知恵を拝借する機会をつくっていただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

菊地会長：現在の工事計画で、かつて自然環境保全地域に指定した仙台湾海浜地域の環境の回復に影響はないのか。回復が進めば、結局は昔の状況と同じくらいの状況になると考えられるのか、もしかすると自然環境保全地域を外さないといけない状況になりそうなのか、その辺はどうなのでしょう。

事務局：基本的には既に指定している場所ですので極力守っていかなくちゃいけないと考えておりますけども、客観的な調査は不可欠になりますので仙台湾海浜自然環境保全地域学術調査会という形でモニタリング調査を3年程度かけて実施していく考えでおります。その結果、県の自然環境保全地域としてどうなんだろうかというような状況が見られる場合においては、改めて御審議等を経て対応を考えていくことになると考えております。

菊地会長：自然環境保全地域にして指定してあるという意味合いが少しもないのではないかと、今回は津波で全部被災して、ある意味更地になってしまったという意味合いはあるけれども。自然環境保全地域に指定した場所そのまま保全地域として存続するよう努力をしていただきたいと思います。

事務局：補足させていただきますと、自然環境保全地域等で行為の制限等がかけられる場合とかけられない場合というのがございまして、今回の工事は、もともとある物の改築なり増築なりという形になりますので、なかなか自然環境保全地域としての制限をかける行為になりにくいということがありますので、そこを踏まえて対応を考えていきたいと思っております。

菊地会長：他にございますか。それでは、以上で本日の議事を終了といたします。御協力ありがとうございました。

司会：菊地会長，進行，誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましては長時間にわたり多くの審議事項について御審議いただき誠にありがとうございます。本日御審議いただいた計画・案件，自然環境保全地域につきましては会長より知事に答申をいただいて，所定の手続を進めさせていただきたいと思っておりますので，よろしく願い申し上げます。以上をもちまして本日の宮城県自然環境保全審議会的一切を終了させていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。